

CONTENTS

はじめに	2
損害保険の役割	3
損害保険を支える原則	4
損害保険の保険料構成	5
(参考)再保険と共同保険	6

リスクマネジメントと 損害保険

2025年6月版

SONPO

ホームページ




企業のための
保険ナビ

特設サイト



そんぽ防災Web

特設サイト



YouTube
公式チャンネル

再生リスト



SONPO

一般社団法人 日本損害保険協会

社会インフラである損害保険を、 持続可能なものに

2023年12月、当協会の一部の会員会社が、独占禁止法に抵触すると考えられる企業向け保険の引受けに関する保険料調整行為等の問題により、金融庁から業務改善命令を受けました。

その要因の一つには、業界全体として、企業の事業活動における損害保険本来の価値をお客さまにお伝えする取組みが不十分であり、結果として保険とは直接関連のない政策保有株式や各種便宜供与等の要素で保険会社が選択され得る環境を作り出してしまったことが挙げられます。

損害保険は相互扶助の精神からなる重要な社会インフラであり、これからも人々の暮らしや事業活動を支え続けられるよう、健全な競争環境を改めて整備することによって持続可能なものにしていかなければなりません。

そのためには、最適な保険やサービスを適正な保険料でお客さまに選択いただくことができる環境を整えた上で、保険会社が従来以上にお客さまを取り巻くリスクやニーズを正確に把握し、自社の特長を生かした提案を行っていくことが必要となります。

こうした観点から、本リーフレットでは、各社が提案する保険やサービスをお客さまに検討・選択いただく際の前提知識となる、リスクマネジメントや損害保険に関する基礎的な情報を整理しています。

損害保険の役割

損害保険の特徴を生かしたリスクマネジメントで、 サステナブルな成長を下支え

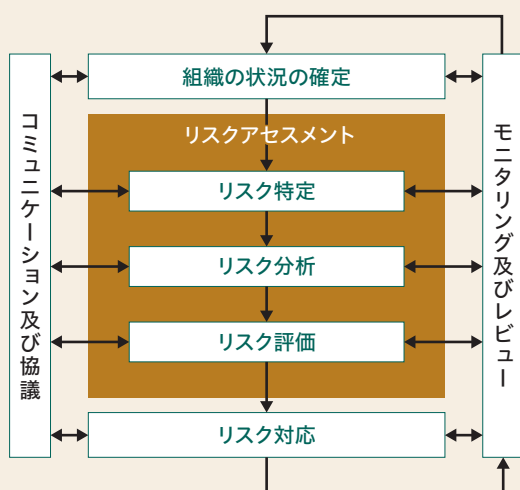
リスクマネジメントの必要性

ISO31000において、リスクは「**目的に対する不確かさの影響**」、リスクマネジメントは「**リスクについて組織を指揮統制するための調整された活動**」と定義され、企業価値を創造し、保護するために、リスクマネジメントが求められています。

近年、テクノロジーの進展や気候変動等といった社会環境・自然環境の変化によって、企業を取り巻くリスクは複雑化・大型化しています。

リスクマネジメントの失敗は、株主等のステークホルダーからの経営責任の追及、経営者の退任、企業としての市場からの撤退などにもつながりかねません。

【ISO31000 リスクマネジメントプロセス】

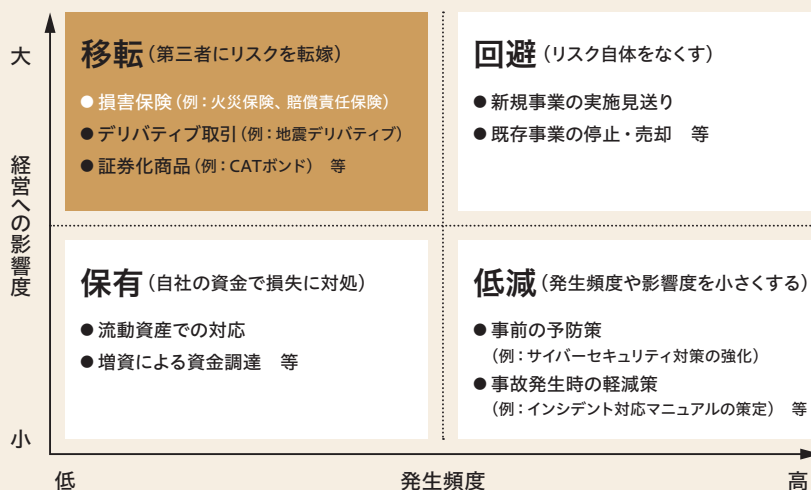


【企業を取り巻くリスクの例】

自然災害	震災、台風、豪雨、洪水
建物・設備	ビル・工場火災
製品	PL事故、リコール
IT	システム停止、サイバー攻撃
環境	土壌・海洋汚染
法務・倫理	粉飾決算
財務	不良債権
政治	国際紛争
経済	為替変動
社会	CM・SNS等コンテンツの炎上

リスクへの対策

企業が成長していくためには様々なリスクと向き合うことが不可欠であり、それぞれの特性を踏まえた最適な対策を講じていくことが重要です。リスクへの対策は、リスクの発生頻度と影響度に応じて回避・低減・保有・移転の4つに大別され、損害保険は、発生頻度が低く、大きな損失をもたらすリスクに有効な「**移転**」の一つの手段と位置付けられます。



損害保険を支える原則

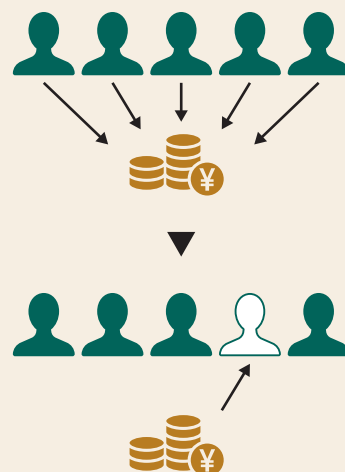
相互扶助を実現する保険料設定

相互扶助の精神

保険は「**相互扶助**」の精神に基づいて成り立つしくみです。

契約者がお互いに保険料を抛出し合い、一部の契約者に事故による経済的損失が生じた際に、集まった保険料を原資にその損失を補填することで、個々では備えきれない大きな損失に備えることが可能となります。

保険とは、さまざまな事故や災害を経験してきた人々が、より小さな負担で安心を得るために助け合いの精神で作上げた、必要不可欠な社会インフラです。



データに基づく保険料設定

契約者が抛出し合う保険料は、さまざまなデータに基づいて決定されています。

大数の法則

リスクの発生確率を推計

サイコロを振る回数を増やしていくとそれぞれの目が出る確率が6分の1に近づいていくように、サンプル数の増加に従って確率が一定値に収れんしていくことを「**大数の法則**」といいます。

保険においても、いつ、どこで、誰が事故に遭うかを予測することはできませんが、保険会社が蓄積している膨大な数の事故や災害のデータを分析することで、一定の分類ごとに事故の発生確率を統計的に算出し、保険料に反映しています。

大数の法則が働きにくいリスクを引き受ける際には、「**再保険**」を利用するケースがあります。詳しくはP.6「再保険のしくみ」をご参照ください。

保険料負担の公平の原則

発生確率の高低を保険料に反映

契約者や保険の対象によって事故の発生確率は異なります。これを保険料に反映させて公平性を保つことを「**保険料負担の公平の原則**」といいます。

一般的には事故の発生確率が高いと判断される場合は保険料が高く設定され、事故の発生確率が低いと判断された場合は保険料が低く設定されることになります。

事故の発生確率を保険料に反映させるには、正しい情報を契約者自身から提供していただくことが必要不可欠です。

収支相等の原則

保険会社の収入と支出を均衡

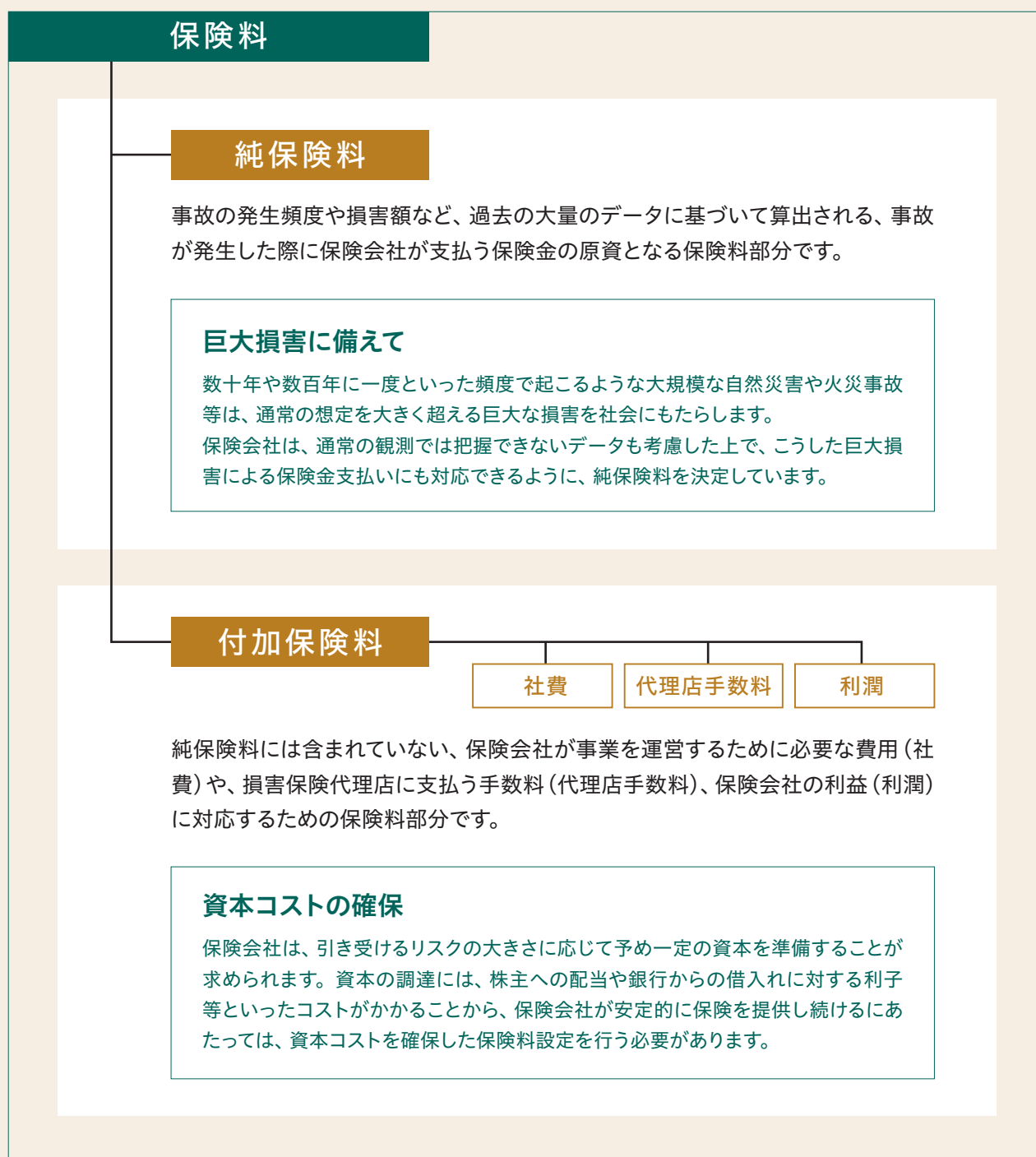
契約者が支払う純保険料の総額と、保険会社が支払う保険金の総額が等しくなるよう保険を運営することを「**収支相等の原則**」といい、保険料はこの原則に基づいて設定されています。詳しくはP.5「損害保険の保険料構成」をご参照ください。

損害保険の保険料構成

損害保険を長期安定的に運営していくための保険料構成

保険料は、保険会社が支払う保険金および各種経費と均衡を保つよう、「**純保険料**」と「**付加保険料**」から構成されています。

それぞれの役割は以下のとおりです。



再保険と共同保険

より幅広いリスクに損害保険を提供していくためのしくみ

再保険のしくみ

再保険とは、保険会社が保険金支払責任の一部または全部を国内外の他の保険会社（再保険者）に転嫁することをいいます。

再保険は、大数の法則が働きにくい保険契約を引き受けるようなケースで利用されることがあります。再保険の手配によって、危険の分散・平準化・同質化を図り、擬似的に大数の法則が働きやすい環境を作り出すことで、保険事業の安定化を実現しています。再保険の手配可否や再保険料水準は、国内外の自然災害等の事故の発生状況等によって変動するため、保険会社の保険料設定にも影響を及ぼすことがあります。

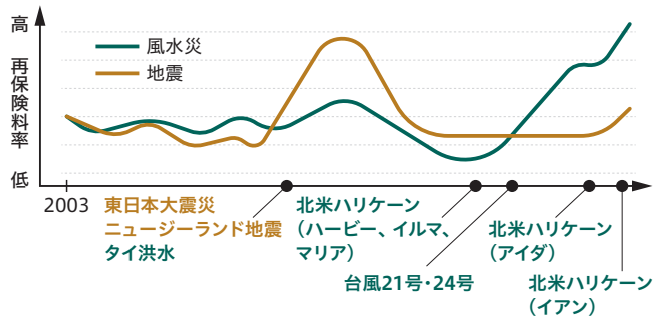
【再保険の手配による危険の分散・平準化・同質化】



【自然災害の発生と再保険料率の推移】

(2003年度を基準とした場合の変動イメージ)

※金融庁「2023年 保険モニタリングレポート」を参考に日本損害保険協会で作成



共同保険のしくみ

- 共同保険とは、複数の保険会社が共同して保険を引き受けることをいい、主に保険会社1社では引き受けることが困難な巨大なリスクを、複数社で分散することで引受可能とするためなどに用いられます。
- 共同保険における契約締結の合意は各保険会社が別個に行い、各保険会社は引き受けたシェアに応じて保険金支払いの責任を独立して負います。
- 適用する保険料率に着目した場合、共同保険の組成方式には以下の2方式があります。

	従来方式	ディファレンシャル方式
・保険料率	幹事会社と同一の保険料率を非幹事会社が使用します。	幹事会社の保険料率に関わらず、非幹事会社が各々の保険料率を使用します。
・補償内容 ・引受条件	幹事会社と非幹事会社が同一の引受条件・補償内容で、分担して保険契約を引き受けます。	
・各種事務 ・損害サービス	保険契約申込書の受領、保険証券の発行、保険料の領収・返戻、損害サービス対応等については、幹事会社が代表して行います。	

※ディファレンシャル方式の検討に至った背景や、各方式のイメージについては、右記リンク先の資料もご参照ください。

